

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 12月 26日

案件名	相模原市立市民・大学交流センター条例の一部改正について									
所管	市民	局 区	部	市民協働推進課	担当者		内線			
概要	相模原市立市民・大学交流センターの次期指定管理者の指定(期間:平成31年度~)に向け、指定管理者となりうる団体の範囲の見直しを行い、条例の一部改正を行うもの。 指定管理者となりうる団体の範囲について、「市民と大学等との連携により地域の課題の解決又は地域の活性化を図ることを目的として設立された法人その他の団体」から「法人その他の団体」に変更し、広く公募を行う。									
審議内容(論点)	相模原市立市民・大学交流センター条例の一部改正(指定管理者となりうる団体の範囲の見直し)について									
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名								
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	11月	9日	政策調整会議		年	月	日	
	局・区経営会議	平成30年	1月	25日	政策会議		年	月	日	
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期	平成30年3月	定例会議	報道への情報提供	なし			
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし				
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等	なし						
検討経過等	関係部局名等		調整項目			調整状況				
	総務法制課		条例改正			調整済				
	経営監理課		指定管理者制度による運営			調整済				
	打合せ・会議の経過									
	月日	会議名等			内容					
H28.1.7	関係課長会議			収支の改善計画等の履行状況の確認スケジュール 市民・大学交流センター条例の一部改正(指定管理の要件緩和)						
備考										
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。			(局経営会議)				
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課 区政支援課		企画政策課 市民協働推進課		経営監理課		南区役所区政策課			
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議・事務事業調整会議】</p> <p>募集要項を工夫するとあるが、具体的な検討はあるか。 施設をより有効に活用することについて検討していく。詳細は、別途庁議に諮ることを想定している。 条例策定の際に、実質的に公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム(以下、「コンソーシアム」という。)が運営することを想定していたと思われるが、その考え方を変えるということによいか。 コンソーシアムの正味財産が一時期赤字であったことや、一部の業務が不履行となったことなどもあり、サウンディング型市場調査を実施した経過がある。結果として、市場性が確認できたことから、広く公募をするように条例改正したいと考えている。</p> <p>コンソーシアムの設立経過には、市が深く関わっている。一方で、現在は公益社団法人として独立運営をしており、仮に当該施設の指定管理者でなくなったとしても、やむをえないという考え方で整理しているということによいか。 そのように考えている。コンソーシアムもその旨は認識している。 指定管理者となりうる団体については、原則として、地方自治法に規定のとおり、「法人その他の団体」としている。これまでは特定の施策を推進するため、条例上の制限を設けることが効果的であると判断してきたと思われるが、サウンディング型市場調査によって、市民と大学の連携に向けた新たな取組に、新しいアイデアを持つ団体があると承知している。原則のとおりとする条例改正であり異論はない。 町田市との調整等は必要ないか。 市民・大学交流センターの指定管理について、町田市との調整等を要するものではないと考えている。 次期指定管理期間は3年間を想定しているのか。 施設設置場所の賃貸借契約期間(平成25年2月28日～平成35年2月27日)を考慮し、今後調整を予定している。</p>									

事案の具体的な内容

< 条例改正の概要 >

(1) 現在の運営

当該施設は、地域活動や市民活動を行う市民と高度な専門性や豊富な人材を有する大学が連携して、福祉健康、環境等、様々な分野に関する地域課題の解決や地域の活性化を図り、快適で魅力あるまちづくりを推進することを目的としており、平成25年3月の開所以来、指定管理者制度により運営している。

指定管理者には、市民と大学との連携に関する専門的知識・技術が必要であり、民間のノウハウ、創意工夫により利用者に対して、きめ細かな新たなサービスが提供されることを期待しており、開所以来、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムが運営している。

(2) 改正にあたっての考え方

現行の条例により、指定管理者となりうる団体の範囲に制限を設けて施設の運営をしているところだが、平成28年4月に策定された「指定管理者制度導入・運用マニュアル」に基づき、次期指定管理者の募集に向けた見直しを行った。

見直しにあたり、平成29年度に、「サウンディング型市場調査」を実施し、施設の設置目的を達成するための新たな取組や、施設の有効活用等について、公募による意見の募集を実施した。

「サウンディング型市場調査」に対して応募のあった団体(民間企業)は、条例上の制限により指定の対象とならない団体であったが、対話を実施した結果、団体が所有する専門的な知識・技術を活用した施設の運営が見込まれた。

この結果を踏まえ、次期指定管理者となりうる団体の範囲を限定せず、広く公募を行うことにより、幅広い民間活力の活用による、より効果的な事業展開が期待できることから、条例の一部改正を行う。

なお、指定管理者に求める専門的な知識・技術等の確保については、募集要項や選考委員会における評価項目を工夫して確保する。

(3) 改正の内容

現行

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、その管理を市民と大学等との連携により地域の課題の解決又は地域の活性化を図ることを目的として設立された法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

改正案

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、その管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする

(4) 事業スケジュール

平成30年 3月定例会議	相模原市立市民・大学交流センター条例一部改正案の上程
平成30年 4月上旬	募集要項の作成
平成30年 4月～5月	選考委員会の開催(募集要項の内容確認)
平成30年 6月上旬	募集要項の配布(募集手続開始)
平成30年 7月中旬	参加申請受付
平成30年 9月中旬	提案説明会・選考委員会の開催
平成30年10月上旬	12月定例会議議案提出(指定議案)
平成30年12月下旬	指定の議決
平成31年 1月～2月	協定の締結
平成31年 4月1日	指定管理開始

平成29年度中に、業務内容、仕様書等の見直しを行う。

平成30年度末に、現在の指定管理期間が終了する施設は、同様のスケジュールとなる。

市民局経営会議 議事録

開催日 平成30年1月25日(木)

出席者 古賀副市長 市民局長 市民局次長 区政支援課長 市民協働推進課長

1 相模原市立市民・大学交流センター条例の一部改正について

(説明者：市民局次長)

(1) 主な意見等

施設の賑わいや活性化に繋がるよう、華やかなスペースづくりについても検討すべきである。

承知した。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。